

南摩ダム・湯西川ダム・ハッ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 28 2009年 12月 5日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判今後の日程】

☆対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟・控訴審第2回

12月22日（火）13：10～ 東京高裁822法廷

この湯西川ダム利水訴訟の高裁判決は、他のハッ場ダム訴訟に大きく影響する可能性があるという意味で非常に重要です。今回は地域政策学の専門家・作新大学太田教授による「水需要の右肩上がりの時代は終わった。今後は既存の水源を活用すべきであり、ダム事業に参加するのは宇都宮市にとって得策ではない」との内容の専門家意見書を提出する予定です。栃木からも大勢で傍聴に行きましょう。ムダなダムをストップさせる栃木の会から交通費実費の補助があります。

☆対県知事・3ダム訴訟・第23回 期日未定

原告側は福田昭夫前知事の陳述書を証拠書類として提出していましたが、12月3日の進行協議では福田氏を証人として採用することが決まりず、2月に再度、進行協議期日が持たれることになりました。

【ハッ場ダム建設事業に関する1都5県知事共同声明】 の事実認識の誤りを指摘

東京都、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬県の1都5県の知事は10月19日に「ハッ場ダム建設事業に関する1都5県知事共同声明」を発表しました。その内容は「ハッ場ダムは利根川の治水・利水上必要不可欠な施設であるので、ハッ場ダム建設事業中止の撤回」を国に求めたものです。しかし、この声明で示されたハッ場ダムが必要だとする治水・利水上の論拠はいずれも事實を誤認したものばかりです。今回の声明で逆に、ハッ場ダム建設事業を継続することの科学的な根拠がいかに希薄であるかが明らかになりました。

ムダなダムをストップさせる栃木の会は、他都県のハッ場ダムをストップさせる市民の会と同様、【ハッ場ダム建設事業に関する1都5県知事共同声明】の事実認識の誤りについて、マスコミ各社あて（11月9日）および栃木県知事あて（11月13日）に知事共同声明の事実認識の誤りを指摘する文書を送りました。

日光市議会議員と湯西川ダムについて懇談

湯西川ダムに関してはこれまで地元の方々とのつてがなく、市民団体としては風穴の見学会を開催する程度でしたが、今回、日光市議会の会派清流（民主党会派）の方々と接触することができ、10月26日に日光市役所内で第1回の懇談会をもちました。当会からは事務局長の伊藤武晴のほか高松健比古、塚崎庸子、葛谷理子の4名が参加し、湯西川ダムの治水上、利水上、環境上の問題点について資料をもとに説明した後、議員の皆さん（会派8名中7名参加）から様々なご意見を伺いました。主な内容を以下に記します。（当日参加された議員の方々：登坂理平・手塚雅巳・川田佳久子・齋藤文明・大門陽利・鷹嘴孝委・平木チサ子の皆さん）

- ・ 前原大臣の「ダム見直し」発言があった後、日光市議会9月議会の終了間際に「計画通りにダムを造って欲しいとの要望書を国と県に提出する動議」が出され、会派内で検討する間もなく採決が行われ、通ってしまった。清流も8名中3名が賛成にまわる結果となった。
- ・ 国は変わっても地方はまだまだだ。
- ・ ダム問題を論議するにもデータが足りない。
- ・ ハッ場ダムを見てきたが結構にぎわっていた。違約金を考えると中止する方が高くつくと思うが、ダムで人が来るのが疑問だ。
- ・ これまで地元に反対はなかった。旧栗山の住民が賛成してやったことを、今さらムダだと言えるのか。
- ・ 本体工事がここまで進んでいること、合理的な見直しがなされてこなかったことなど問題は多々あるが、住民の生活をどうするのかという観点から、どのあたりを落としどころとするのか考えなければ。
- ・ 湯西川から移転してきた人がたくさん住む地区では、湯西の土を持ってきたとか、補償金をいくら貰ったとか、いろいろな話を聞いている。残った人たちとの交流も続いているようだ。「水を貯めてあげてくださいよ」というのも親に対する子の思いのようだ。
- ・ いろいろな面からダムについて検証しなければならないが、データ的なものを集めて整理する必要がある。ダムができた場合、できなかった場合の勉強会をする必要がある。
- ・ 4月には市長選もあるし。土建屋の考え方を変えて行かなくては。

最後に高松さんが、「リゾート開発の時もそうだったが、貧しい地域はどうしても大型公共工事に頼りがちになる。そうではなくて、栗山地域の【ダムに頼らない地域おこし】を考えて貰いたい」とまとめ、今後も意見交換を続けていくことになった。

【法廷の記録】

不十分で的はずれな内容の環境アセス・・花輪証人

ムダなダムのために苦しみ悩み続けた・・広田証人

水需要が無く、県は恩川開発に参加する理由なし・・高橋証人

利根川は藤岡町の浸水被害に關係なかった・・伊藤証人

対県知事・3ダム訴訟第22回10月15日(木)

花輪伸一さん(WWF J)がダム建設予定地周辺の環境問題を、地元住民の立場で鹿沼市の原告・広田義一さん、南摩ダムの利水について鹿沼市の原告・高橋比呂志さん、ハッ場ダムの治水効果について小山市の原告・伊藤武晴さんが証言

花輪伸一さんの証言・・環境アセスの問題について

大木弁：証人の経歴について話してください。

花 輪：環境アセスメントの関係では、諫早湾干拓、藤前干潟埋立、ハッ場ダムなどに関して意見書を提出している。

大木弁：環境アセスとは。

花 輪：アセスの目的は、大規模な土木工事が引き起こす環境変化の可能性を予測すること。そのためにはまず第1に現況調査をおこなうが、この調査は第三者が検証できるような調査であるべき。第2には生物への影響を予測すること。第3に予測結果に基づいて事業を見直すこと。ダムの工事では、本体工事の他、道路など関連工事が大規模に行われるため、河川の上流、下流にまで大きな影響を与える。

大木弁：湯西川ダムの場合はどうですか。85年の評価書とその後の調査について説明して下さい。

花 輪：**湯西川ダムにおける環境アセス**は1972年の閣議了解をもとに事務次官通知として示された78年技術指針案に基づいて水質、地形・地質、植物、動物、自然景観の5項目に関するおこなわれているが(85年評価書)、約60ページと短い上に事業の目的と概要で2分の1以上を費やし、予測と評価について記述された部分はわずか4ページ、保全対策の部分はさらに少なくてわずか2ページしかない。これでは環境アセスとして必要不可欠な影響予測、評価、保全対策が十分に検討され記述されているとは言い難い。

調査方法についても、予測の方法が不明であるし、評価基準が不明なので第三者による検証ができない。これは科学的な調査ではあり得ないことだ。

内容についても、**水質**ではダム予定地と鬼怒川の佐貫地点での78年、81年の古いデータを引用しているだけ。その時点での現地調査は行われなかつたとみられる。上流には温泉旅館を主体とする集落があり、排水がダム湖に流入すれば植物プランクトンが大量に発生し、さらに水質汚濁が広がることは容易に推測できるはずだが、このことについては一切触れず、ダム建設により下流では流量が増加するため水質汚濁が改善されると根拠もなく述べ、上流やダム湖の水質に関する影響予測、評価はされていない。保全対策としては「保全に配慮する」と書いてあるだけ。85年評価書の水質に関する項目は環境アセスに値しないものである。

地形・地質について。ダムの工事、存在、供用の各段階で地形・地質には大きな影響を及ぼすにも拘わらず、ほとんど何も語っていない。貴重なものはないと風穴を見落としており、調査内容とともに結果のまとめと分析も杜撰だったことを示すもの。これではまったく環境アセス

になっていない。

植物について。出典のない、いつ作成されたかわからない植生図を示し、概略を半ページで簡単に述べているだけ。きちんとした調査がおこなわれていないのに、貴重種はないと決めつけているが、実はその後の調査では栃木県のRDB記載種が35種もあった。85年評価書は極めて不十分なものと言える。その結果、ダム建設による湛水地域で失われる植物、絶滅の恐れのある稀少な種についての情報すらないままに、「植物群集は周辺に広く分布するものなので、消滅しても問題はない」という信じがたい結論となっている。まったく非科学的な結論だ。

動物に関しては記録種を羅列しただけ。生息状況の記述もない。それなのに、周辺には豊かな自然があるから重大な影響はないと結論付け、楽天的な想像をしているだけ。これでは何も予測していないと同じである。ほ乳類ではその後の調査で9種のコウモリが記録され、内6種は環境省のRDB記載種である。鳥類ではマツバザクラの繁殖、イソシの生息を見落とした可能性がある。後の調査で新たな鳥類が記録されたのは、鳥類が増えたのではなく、85年評価書で引用された過去の調査で見落としていたと考えるのが妥当。種によって生息場所が異なるのに、どの項目でも「周辺に豊かな自然があるので問題ない」という極めて乱暴な結論を持ち出している。

自然景観について。湛水区域は国立公園全体の0.2%にすぎないとしているが、実は第2種特別地域の65%にあたることには触れていない。国立公園の中でも比較的重要な地域の大半が水没するのに、全体の0.2%という数値のみを示すことは一種のごまかしである。ダム湖により新たな景観ができるというのもすり替えである。重要地域の景観が失われることについて、その影響の予測をしていないし、評価もしていない。

大木弁：湯西川ダムに関する85年評価書に対する証人の意見をまとめると？

花 輪：85年当時には現地調査がおこなわれていなかった。そのため4～7年前の古いデータを持ち出している。しかもそのデータは調査方法が不明である。また、予測が非常に杜撰である。根拠のない想像でしかなく、非科学的であること、保全対策も内容がない。すなわち、**85年評価書はアセスの名に値しないものです。「環境への影響はない」という結論**が先にあり、質、量ともに不十分で古い調査結果を持ち出し、結論に合わせるために非論理的な影響予測、環境対策を記述したものと言える。

大木弁：次に南摩ダムの環境アセス(93年の評価書)について。

花 輪：当初の思川開発事業は行川ダム・南摩ダムを建設し、大谷川から取水した水を行川ダムを経由して導水管で南摩ダムに貯め、途中黒川、大芦川からも取水するという計画だったが、大谷川取水がなくなり、計画が大きく変わった。まったく別の事業になったのだからその時点でアセスを再度やり直すべきだったと考える。

花 輪：93年評価書は85年技術指針に基づいて環境アセスが行われている。湯西川ダムの85年評価書より7年後のもので、内容が改訂されているが、項目によっては後退した部分がある。特に、動物・植物、地形・地質では影響予測と評価を学術的に評価の高いものに限定したため、通常の自然環境や普通種への影響、生物と生育環境の関係への影響が考慮されなくなった。評価の基準も曖昧で分かりにくいため、抽象的で恣意的な評価につながる点に問題がある。また、ダム工事では騒音、振動、地盤沈下なども対象とすべき環境項目と考えられるが、予測の対象時期が、「原則としてダム工事が完了し、所定のダム貯水池運用を行う時期」とされたため、**工事にともなう車両の通行、ダム本体工事による騒音や振動、排ガスによる大気汚染等については調査、予測、評価が行われていない。**

93年評価書の内容は400ページと（85年評価書の60ページに比べると）増え、予測、評価の部分についても23%に増えたが、繰り返し表現が多く、中身は進歩していない。一方保全対策はわずか2ページと極めて少ない。これは、環境への影響はない、あるいは少ないという結論が先にあるので、保全対策について十分に検討して書くことができないという事情だろうと思われる。

大木弁：調査の内容については？

花 輪：6項目の環境要素（水質、地下水、地形・地質、植物、動物、景観）を予測、評価の対象としているが、それぞれの調査の具体的な目的、目標、調査を実施した日時、詳しい調査方法や調査地点、調査ルートなどについての基本的な情報が書かれていない。従って、調査が目的に照らして適切な方法で行われたのか、季節変化のある動植物の種については適切な時期に調べたのか、適切な時間帯に十分な調査時間をとって行われたのか、データは影響を予測するに十分なものか、調査結果は妥当なのか判断するのが困難である。**要するに科学的な調査ではない**ということ。学術上の重要種のみと限定しているため、環境と生物の関係、生態系に関することも分からぬ。実際に行われた現地調査は91、2年の数回のものだけであると考えられ、当時としても環境アセスに値する十分な現状調査が行われたとは言い難い。その後の追加調査によりかなりの数が追加されているが、これは種数が自然に増加したのではなく、93年評価書時点での調査が不十分だったことを示すものである。

大木弁：調査結果、影響予測と評価についてはどのように考えますか？

花 輪：保全対策のための影響分析、提言もない。**どの項目も同じ表現となっており、コピーしたと思われる。**

たとえばギンバイソウは調査範囲で湛水区域に1カ所の記録があったが（結果）、「この場所はダム建設により消滅するが（影響予測）、周辺にはギンバイソウの生育に適する沢沿いの杉・檜植林等が広く分布し、その現状が維持されるので、ダム建設による影響は少ない（評価）」というように結論づけられている。しかし、ギンバイソウが他の同じような環境にも分布しているという証拠は何も示されていない。つまり根拠のない想像に過ぎない。同様にヤマネについても、「生息の可能性のあるコナラ林が小規模に散発的に分布し（結果）、湛水区域や工事に関わる部分に該当した場合には消失するが（影響予測）、工事実施関連区域の上流や南摩川周辺の分布域の大部分は現状が維持されるので、ダム建設による影響は少ない（評価）」と結論付けられている。これもギンバイソウと同様に論理矛盾であり、すり替えであり、何の根拠もない。

保全対策についての問題点は400ページ中わずか2ページのみで、しかも抽象的表現が多く、効果をどのように測定し評価するのか等具体的な保全対策を示していない。

大木弁：93年評価書をまとめると？

花 輪：一言で言えば不十分で的はずれな内容である。具体的な調査の目的、調査方法等科学的な調査報告書に必須とされる基本的な情報が欠落しているため、得られた結果が正当なのか、判断することができない。予測と評価の対象が限定的であり、**論理的な矛盾とすればかりに保全対策に内容がない。種の保存法、生物多様性条約に反すると指摘でき、環境アセスメントの名に値しないものと言える。**

大木弁：証人の結論としては？

花 輪：生物多様性条約、環境影響評価法が施行され、調査用機器の発達、コンサルの大型化などにより大量のデータが集められるようになった。しかし影響予測、評価、保全対策などの内容はより長文で書かれるようになったものの、本質的には1980年代と何ら変わっていない。「環境への影響は軽微である」「代替措置により保全が可能」として事業を追認するものとなっている。これは環境アセスメント制度自体の問題もあるが、ハッ場ダム、湯西川ダム、南摩ダム等過去に行われた杜撰な環境アセスについて検証するという作業をこれまでしてこなかったことが大きいと思う。**過去の悪しき環境アセスが司法によって断罪され、真に科学的・合理的で適正な環境アセスに生まれ変わることを期待する。**

裁判長：反対尋問はありますか。

被告弁：ありません。

新村裁判官：行われた調査は85年技術指針に沿ったものであったかどうか。

花 輪：大筋では指針に沿っている。78年の指針では調査項目は10項目あったが、85年指針では5項目に減ってしまった。最低のことはやっている。原則すべてを貫いた調査ではない。

大木弁：環境アセスメントが行われた根拠について聞きましたが、湯西川ダムについては、85年技術

指針ではなく78年技術指針に基づいていたのではありませんか？

花 輪：湯西川ダムについてはそうです。

大木弁：湯西川ダムについては78年技術指針、思川開発事業については85年技術指針に基づいて環境アセスメントが行われましたが、この技術指針について問題がありませんか。

花 輪：環境アセスメントは本質的に科学的でなければならないのですか、これらの指針によってでは科学的な環境アセスメントができないという問題があります。

広田義一さんの証言・・移転を求められた当事者住民として

品川弁：広田さんがダムの話を聞いたのはいつですか。

広 田：95年頃です。それより30年位も前からダムの話はあったらしい。移転が求められる人のところには個別に話があったようだ。**97年に突然室瀬地区の住民が集められて、ダムの見直しが決まったからと言われた。**見直しというのは、洪水吐きが左岸から右岸に変更されたことで、室瀬地区の13戸の内11戸の移転が必要となったと聞いた。まったく予想していなかったので、果然とした。**南摩ダム絶対反対室瀬協議会を立ち上げ、会長となりました。**

どうやって生活していくかが不安だった。結成当時はその事だけだった。どうやって反対していったらよいのか。市民団体と連携して色々勉強していく内に、ムダなダムだということが判つてきたので、自分の生活を守ることだけでなく、ムダなダムは要らないということで反対活動をおこなってきた。

広 田：02年の再度の計画変更で4戸を残して移転対象からはずれた。正直ほっとしたが、水公団が住民を分断したと思った。この2回目の見直しにより、反対から賛成へ変わった人が出た。下流の地域整備事業の話を聞いた人たちが「反対している限り地域整備事業が来ない」と言い出し、絶対反対の看板をおろすことになりました。その後、室瀬の住民は表面的には互いに平静を保っています。しかし**ダムのために気まずくなった住民の関係は、どう簡単に昔には戻れません。**

大木弁：今までに南摩川から水が溢れて浸水を経験したことがありますか。

広 田：聞いたことがない。精々水深150cm位までと思う。

裁判長：反対尋問はありますか。

被告弁：あなたは陳述書の最後にどのようなことを書いているか覚えているか。

広 田：利水においても治水においてもむだなダムのために、水源地の私たちの生活や運命がもてあそばれ、苦しみ悩み続けてきた。裁判所には正義にかなった判断をしていただきたいと願っている。

被告弁：あなたは裁判所に何を求めているのか。

広 田：無駄なダムに対する無駄な公金支出を止めて欲しいということです。

裁判長：裁判所から質問はありません。

高橋比呂志さんの証言・・南摩ダムの利水について

若狭弁：あなたが鹿沼市職員という立場でこの裁判の原告となったのはなぜですか。

高 橋：このダムは市民の利益にならないと思ったから。

高 橋：計画当初は $15\text{ m}^3/\text{s}$ だった開発水量が45年経過し、 $3\text{ m}^3/\text{s}$ にまで減少した。 $1/5$ になったと言うこと。**当然計画は見直されるべきと考える。**

高 橋：栃木県は県南の市町に何回か質問（調査）をおこなったが、そのたびに水需要が増えたり減ったりしている。95年から06年の間に水需要がこのように不自然に増減するのは（グラフをスライドに示す）**栃木県南地域に新規水需要が存在しないことの証拠**と考える。鹿沼市の要望水量にはからくりがあったと考えている。

若狭弁：これらのデータはどうやって入手しましたか。

高 橋：「栃木の水道」等、公になっている資料を参考にしたり、インターネットや関係市町への電話やメールによる問い合わせによってデータを集め、分析した。

若狭弁：栃木県の水需要について検証していますね。

高 橋：栃木県の人口は05年にピークを迎え、今後は減少していく。水需要の実績は90年代後半から横這いになっており、今後上昇するとは考えにくい。栃木県の1人1日最大給水量も94年をピークに減少しており、今後もこの傾向は続く。栃木県は水需要予測を3回行っており、下方修正をしているが、実績とは乖離している。水道普及率を100%と仮定しても県の保有水源から見て十分な余裕があると考えられる。

若狭弁：栃木県を通して思川開発事業に参画するそのほかの2市6町全体について。

高 橋：2市6町（栃木市、下野市、壬生町、大平町、藤岡町、岩舟町、西方町、野木町）の人口はそれが今後減少の一途をたどり、水需要実績は横這いであり、1人1日最大給水量は減少傾向にある。以上のことから1日最大給水量は横這いとなり、新たな水源は必要ない。

若狭弁：単独参加する鹿沼市、小山市について検証することはどういう意味があるのか。

高 橋：県が思川開発事業に参画する重要な要素となっているためだ。

若狭弁：では鹿沼市について。

高 橋：鹿沼市の上水道給水区域内の人口が今後増えるという予測は間違いでいる。鹿沼市の1日最大給水量は減少している。鹿沼市自身でも保有水源で足りると予測をしている。

若狭弁：小山市の場合はどうですか。

高 橋：人口は減少傾向にある。1人1日最大給水量は減少している。従って新規の水源は必要ないと言える。

若狭弁：地盤沈下との関係は。

高 橋：県は地盤沈下を防ぐため、地下水利用から表流水に切り替えるというが、地盤沈下地域の面積推移を調べると、97年以降、年間2cm以上沈下した地域はない。沈下は沈静化していると言える。上水道に利用される地下水は、揚水量のわずか1%程度のもので意味がない。また、県には広域水道の計画自体が存在しない。

若狭弁：最後にまとめを。

高 橋：思川開発事業に参画する市町にはダムの水を必要とする程の水需要はなく、地盤沈下も沈静化しているので、栃木県には思川開発事業に参画する理由はまったくない。

裁判長：反対尋問はありますか。

被告弁：地盤沈下が沈静化した理由は。

高 橋：事業所での水利用の合理化が進み、工業用水の需要が減っているからではないか。

伊藤武晴さんの証言・・八ッ場ダムと藤岡町の浸水被害について

須藤弁：証人の職業は。

伊 藤：1級建築士です。

須藤弁：カスリーン台風時の浸水地域について調べましたね。

伊 藤：前回嶋津証人が証言した通り、05年の関東地方整備局が作成した利根川水系利根川浸水想定区域図では、足利市と佐野市はすでに浸水域からはずれており、藤岡町の一部でのみ浸水域が残っていた。そこで藤岡町の浸水地域が、実際はどのようにであったかを実地検査した。当時の新聞を調べたがほとんど記載されていなかったので現地での証言を集めようと思った。何人かの人が「当時はここまで浸水した」と現場で示してくれたので、その地点の浸水の深さと標高から水位を調べ、浸水域を地図上に色塗りしていった。

須藤弁：その図面は05年に関東地方整備局が作成した利根川浸水想定区域図と比べてどうでしたか。

伊 藤：傾向は同じだった。次に利根川の洪水によって生じた浸水なのかどうかを調べた。板倉町、館林市、北川辺町等で市や町の史料をしらべた。その結果、洪水の水は利根川からではなく、利根川の方向に向かって流れたことが判った。また板倉町の洪水の水位も判った。それらの事実から、この時の洪水の水は利根川から来たのではなく、渡良瀬遊水池が決壊したために起きた洪水と判った。遊水地の決壊は決壊した時刻の記録から少しの時間をおいて2カ所で起こっていたこ

とも判った。これらの事実から言えることは、利根川は藤岡町の浸水被害に関係なかったということだ。

須藤弁：以上で尋問を終わります。

大木弁：以上をまとめると、カスリーン台風の大暴雨による洪水で藤岡町が浸水した事実はあるが、それは渡良瀬遊水地の堤防が決壊したことが原因で、利根川の氾濫によるものではなかった。したがって、利根川の上流にハッ場ダムができても藤岡町に関係はないということですね。

伊藤：この資料からはそう言えると思います。

裁判長：反対尋問はありますか。

被告弁：ありません。

裁判長：では今後の進め方についてですが、進行協議を12月3日に行うことにします。

おいしく食べた！ヤマナシのコンポート

ヤマナシ収穫祭

10月24日（土）ダム建設のための仮排水トンネル（全長800m）工事がはじまっている南摩で自然観察会兼ヤマナシ収穫祭をおこなった。ムダなダムをストップさせる栃木の会、思川開発事業を考える流域の会、野鳥の会、水環境条例制定ネットワークから14名が参加し、野鳥、昆虫、水生昆虫などを観察した後、恒例の豚汁で昼食。さらにこの日は収穫（？）したばかりのヤマナシの果実を甘く煮たコンポートを試食。「ヤマナシのコンポート」は予想以上においしかったが、丸裸になった周囲の山肌は痛々しかった。前原大臣の「ハッ場ダムは止める！」宣言で参加者の表情は明るかったが、その後、雲行きが少々怪しくなってきた。

果たしてムダなダムは止まるのか・止まらないのか

ハッ場ダムはかくして止まる！

ストップハッ場ダム 住民訴訟5周年報告集会

日 時：2009年12月6日（日）13:30～16:30

会 場：全水道会館 4F 大会議室（JR水道橋駅東口下車徒歩2分）

東京都文京区本郷1-4-1 (03-3816-4196)

① 講演：ハッ場ダムの57年と政権交代

講師：保坂 展人さん（ジャーナリスト／公共事業チェック議員の会・前事務局長）

②3地裁判決の不当性と今後の裁判 高橋利明（全体弁護団長）

③中止確定までの取り組み 嶋津 晉之（ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表）

④各地からの報告（群馬・栃木・茨城・埼玉・千葉・東京）

⑤アピール採択

参加費：500円

主 催：ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会、

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会・茨

城の会・埼玉の会・千葉の会、ムダなダ

ムをストップさせる栃木の会

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東2-10-22

T E L : 0285-23-8505

F A X : 0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609